



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部計画課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除	環境局環境保全課	6
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	7
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 東名2号線)	建設局道路管理課	9
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	13
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害児通所支援事業所の指定の取消し	福祉局監査指導部	20
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	22
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	23
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	24
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	25
告示	神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(旧小西家住宅)	都市局景観政策課	26
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(鳴子1丁目14番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	27
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	28
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)スーパーマルハチ伊川谷店)	経済観光局経済政策課	34
公告	理事の氏名及び住所の届出(神戸市名谷町社谷土地区画整理組合)	都市局地域整備推進課	37

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市中央区北長狭通4丁目ほか)	都市局都市計画課	38
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	39
交通局	自動車事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託	交通局自動車部市バス運輸サービス課	40

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第4条第13号に規定する規則で定める行為）</p> <p>第5条 条例第4条第13号に規定する都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めて規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業、<u>放送法</u>（昭和25年法律第132</p>	<p>（条例第4条第13号に規定する規則で定める行為）</p> <p>第5条 条例第4条第13号に規定する都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めて規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業 <u>又は放送法</u>（昭和25年法律第132</p>

号)による基幹放送(以下この号において単に「基幹放送」という。)又は電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)等に係る次に掲げる行為のうち、高さが15メートル以下であるもの。

ア 線路の新築(基幹放送の用に供するもの、既存の線路に沿った既存の線路の色彩と同等と認められるもの又は支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至るものに限る。)、改築、増築又は移転

イ 空中線系の新築(基幹放送の用に供するものに限る。)、改築、増築又は移転

ウ 既存の線路に付帯する工作物の新築、改築、増築又は移転(既存の線路の色彩と同等と認められるものに限る。)

エ 変圧器その他の電柱に付帯する設備の改築、増築又は移転(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

オ 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る線路の引込みに要する設備の新築、

号)による基幹放送(以下この号において単に「基幹放送」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(基幹放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

改築、増築又は移転

(4) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのいずれか高い方の位置を超えないものに限る、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。

(5) [略]

(6) 木竹の伐採のうち、次に掲げる行為

ア 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

イ 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる範囲内で木竹を伐採すること。

ウ 土地又は木竹の所有者等がその所有等に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(4) [略]

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1)～(14) [略]

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う当該鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為（第5条第6号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為（第5条第6号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(17)～(25) [略]

(26) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(27) 放送法による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為

(1)～(14) [略]

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う当該鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(17)～(25) [略]

(26) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(27) 放送法による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除

<p><u>に該当するものを除く。)</u></p> <p>(28) 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為<u>（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。)</u></p> <p>(29)～(39) [略]</p>	<p><u>く。)</u>又は管理に係る行為</p> <p>(28) 電気事業法<u>（昭和39年法律第170号）</u>による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>(29)～(39) [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第272号

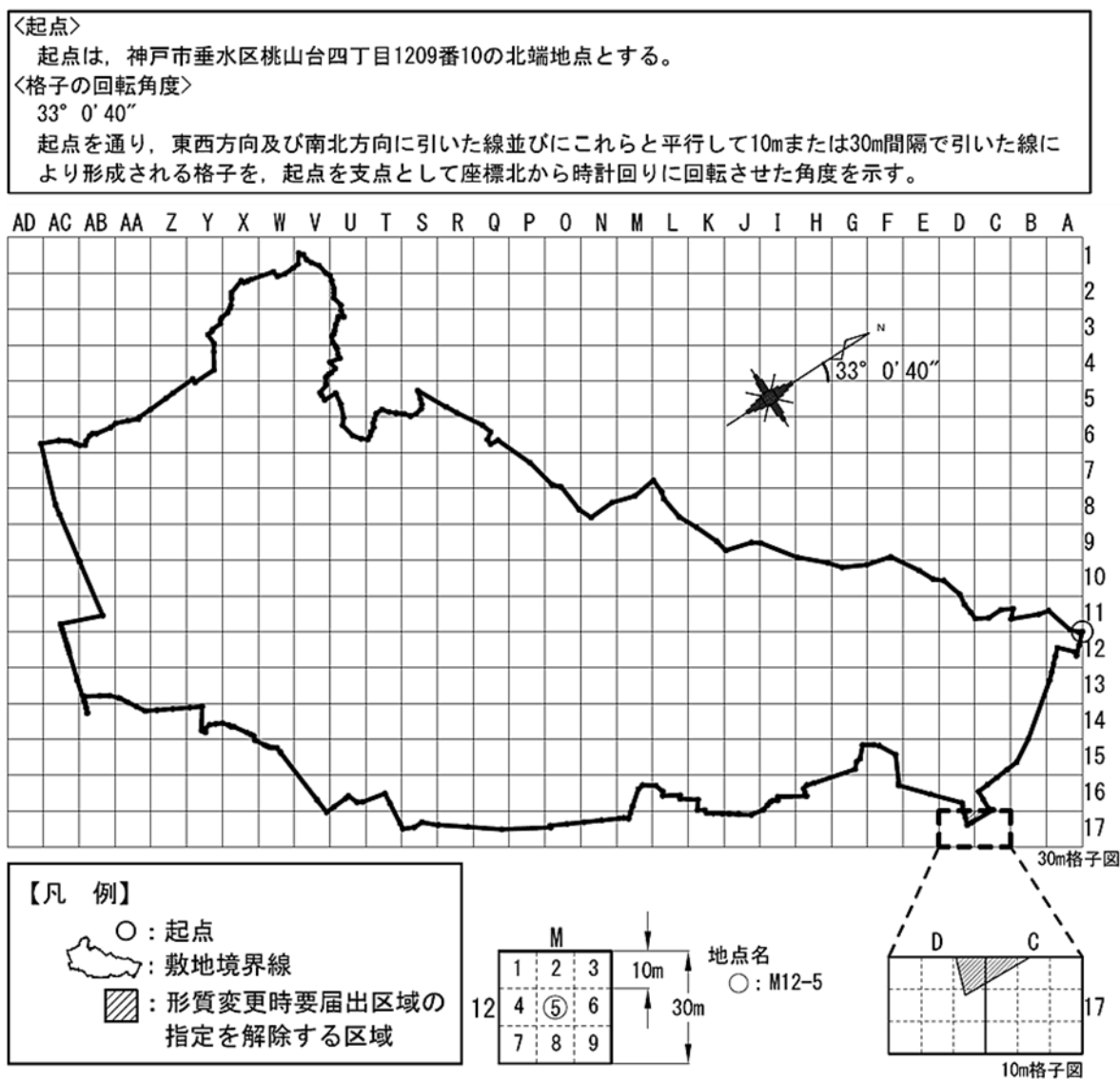
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年7月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
垂水区桃山台4丁目1209番10、1209番23の各一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



神戸市告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

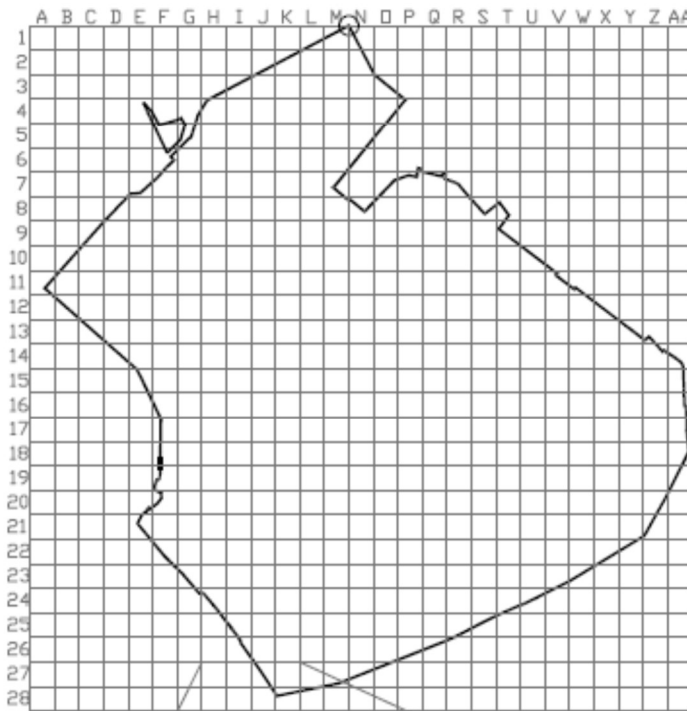
<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

<格子の回転角度>

$24^{\circ}12'28''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



凡例

○ 起点

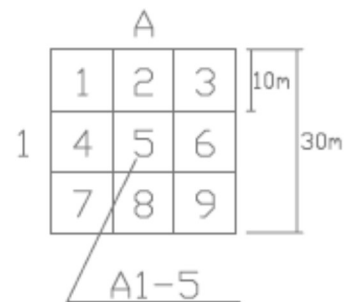
— 敷地境界線



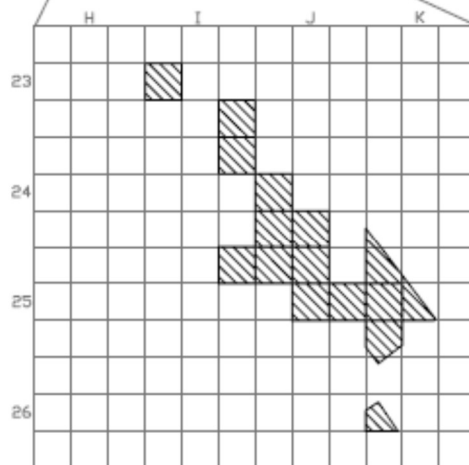
形質変更時要届出区域

<30m格子図>

単位区画番号



<10m格子図>



神戸市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年8月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年8月15日まで一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	東名2号線	神戸市垂水区字社谷1385番56 地先から 神戸市垂水区字社谷1385番2-25 地先まで	60.00	最大 24.60 最小 7.60

神戸市告示第287号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860790365	花ノ木訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区高倉台4丁目2-10	一般社団法人花ノ木	兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目1664-45	令和5年7月1日	介護予防訪問看護
2860790365	花ノ木訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区高倉台4丁目2-10	一般社団法人花ノ木	兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目1664-45	令和5年7月1日	訪問看護
2860790373	さんよう名谷訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区西落合2丁目2番9号	株式会社さんよう	大阪府大阪市北区大淀中2丁目11番8号	令和5年7月1日	介護予防訪問看護
2860790373	さんよう名谷訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区西落合2丁目2番9号	株式会社さんよう	大阪府大阪市北区大淀中2丁目11番8号	令和5年7月1日	訪問看護
2865090571	訪問看護ステーションふらっと神戸北	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目19-3 アーバン藤原台B棟1階2号室	合同会社エムケアーズ	兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町16番47号	令和5年7月1日	介護予防訪問看護

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

2865090571	訪問看護ステーション ふらっと神戸北	兵庫県神戸市北区藤原台南町2丁目19-3 アーバン藤原台B棟1階2号室	合同会社エムケアーズ	兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町16番47号	令和5年7月1日	訪問看護
2865290593	神戸アンズ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区押部谷町福住454番地の1-203号	合同会社アンズ訪問看護	兵庫県神戸市西区押部谷町福住454番地の1-203号	令和5年7月1日	介護予防訪問看護
2865290593	神戸アンズ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区押部谷町福住454番地の1-203号	合同会社アンズ訪問看護	兵庫県神戸市西区押部谷町福住454番地の1-203号	令和5年7月1日	訪問看護
2870203169	福祉用具ケツアルきずな	兵庫県神戸市灘区水道筋5-1-3	一般社団法人きずな会	兵庫県神戸市灘区水道筋5丁目1-3	令和5年7月1日	介護予防福祉用具貸与
2870203169	福祉用具ケツアルきずな	兵庫県神戸市灘区水道筋5-1-3	一般社団法人きずな会	兵庫県神戸市灘区水道筋5丁目1-3	令和5年7月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870203169	福祉用具ケツアルきずな	兵庫県神戸市灘区水道筋5-1-3	一般社団法人きずな会	兵庫県神戸市灘区水道筋5丁目1-3	令和5年7月1日	特定福祉用具販売

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

2870203169	福祉用具 ケツアルキ ずな	兵庫県神戸 市灘区水道 筋5-1- 3	一般社団法 人きずな会	兵庫県神戸 市灘区水道 筋5丁目1 -3	令和5年7 月1日	福祉用具貸 与
2870503998	セレーテ ケアサービ ス	兵庫県神戸 市兵庫区笠 松通6-4 -11	株式会社ク オリア	兵庫県神戸 市中央区旭 通2丁目10 番18号	令和5年7 月1日	訪問介護
2870804669	さんよう塩 屋ヘルパー ステーション	兵庫県神戸 市垂水区塩 屋町1-5 -19	株式会社さ んよう	大阪府大阪 市北区大淀 中2-11- 8	令和5年7 月1日	訪問介護
2875205284	セカンドラ イフ 西神 戸支店	兵庫県神戸 市西区持子 2丁目124	株式会社安 上工務店	兵庫県明石 市魚住町住 吉1丁目11 -16	令和5年7 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2875205284	セカンドラ イフ 西神 戸支店	兵庫県神戸 市西区持子 2丁目124	株式会社安 上工務店	兵庫県明石 市魚住町住 吉1丁目11 -16	令和5年7 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2875205284	セカンドラ イフ 西神 戸支店	兵庫県神戸 市西区持子 2丁目124	株式会社安 上工務店	兵庫県明石 市魚住町住 吉1丁目11 -16	令和5年7 月1日	特定福祉用 具販売
2875205284	セカンドラ イフ 西神 戸支店	兵庫県神戸 市西区持子 2丁目124	株式会社安 上工務店	兵庫県明石 市魚住町住 吉1丁目11 -16	令和5年7 月1日	福祉用具貸 与

神戸市告示第288号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2860790290	須磨ヤマシ ン訪問看護 ステーショ ン	兵庫県神戸 市須磨区西 落合2丁目 2番9号 住宅型有料 老人ホーム さんよう名 谷内	株式会社ヤ マシ ン	和歌山県和 歌山市西浜 1660番地の 180	令和5年6 月30日	介護予防訪 問看護
2860790290	須磨ヤマシ ン訪問看護 ステーショ ン	兵庫県神戸 市須磨区西 落合2丁目 2番9号 住宅型有料 老人ホーム さんよう名 谷内	株式会社ヤ マシ ン	和歌山県和 歌山市西浜 1660番地の 180	令和5年6 月30日	訪問看護
2870600109	長田在宅福 祉センター	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町2丁目 1-28	社会福祉法 人神戸市社 会福祉協議 会	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 1-32 こう べ市民福祉 交流センタ ー4階	令和5年6 月30日	通所介護
2875104057	一般社団法人 アフレル	兵庫県神戸 市中央区日 暮通1-1 -21 ヌー ベル春日 201	一般社団法人 アフレル	兵庫県神戸 市中央区日 暮通1-1 -21 ヌー ベル春日 201	令和5年6 月30日	訪問介護

神戸市告示第289号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870201890	うみのほし訪問介護事業所	兵庫県神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号2階	社会福祉法人神戸海星会	神戸市灘区篠原北町3丁目11-15	令和5年7月1日	生活支援訪問サービス
2870503998	セレーテケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社クオリア	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番18号	令和5年7月1日	介護予防訪問サービス
2870804669	さんよう塩屋ヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1-5-19	株式会社さんよう	大阪府大阪市北区大淀中2-11-8	令和5年7月1日	介護予防訪問サービス
2872003609	ハートケアひだまり	兵庫県明石市藤江977-4	株式会社光	兵庫県明石市川崎町2番12-427号	令和5年7月1日	介護予防訪問サービス
2872003609	ハートケアひだまり	兵庫県明石市藤江977-4	株式会社光	兵庫県明石市川崎町2番12-427号	令和5年7月1日	生活支援訪問サービス

2890600386	あんしんリ ハケア若松	兵庫県神戸 市長田区若 松町2-1 -9 ピア ザビル1階 T-4 T -5	クロストリ ップ合同会 社	大阪府堺市 北区長曾根 町130番地 42	令和5年7 月1日	介護予防通 所サービス
------------	----------------	--	---------------------	--------------------------------	--------------	----------------

神戸市告示第290号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870600109	長田在宅福祉センター	兵庫県神戸市長田区腕塚町2丁目1-28	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	令和5年6月30日	介護予防通所サービス
2870602584	あんしんリハケア若松	兵庫県神戸市長田区若松町2丁目1-9 若松ピアザビルT-4, T-5	株式会社アンドナイン	大阪府高槻市栄町二丁目51番8号	令和5年6月30日	介護予防通所サービス
2870702996	リハデイ板宿	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番11号	有限会社フジモト	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番11号	令和5年6月30日	介護予防通所サービス
2875104057	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201	令和5年6月30日	介護予防訪問サービス

2875104057	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日 201	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日 201	令和5年6月30日	生活支援訪問サービス
------------	------------	----------------------------------	------------	----------------------------------	-----------	------------

神戸市告示第291号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600386	あんしんリハケア若松	兵庫県神戸市長田区若松町2-1-9 ピアザビル1階 T-4 T-5	クロストリップ合同会社	大阪府堺市北区長曾根町130番地42	令和5年7月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第292号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870602584	あんしんリハケア若松	兵庫県神戸市長田区若松町2丁目1-9若松ピアザビルT-4, T-5	株式会社アンドナイン	大阪府高槻市栄町二丁目51番8号	令和5年6月30日	地域密着型通所介護
2870702996	リハデイ板宿	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番11号	有限会社フジモト	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5番11号	令和5年6月30日	地域密着型通所介護
2890800572	小規模多機能型居宅介護事業所ウッドランド垂水山手	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	株式会社BRAND NEW	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	令和5年6月30日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890800572	小規模多機能型居宅介護事業所ウッドランド垂水山手	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	株式会社BRAND NEW	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番50号	令和5年6月30日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第293号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づいて、指定障害福祉サービス事業者に対して、指定の取消し処分を行ったので、同法第51条第4号の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定取消し年月日	サービス種類
2810101119	海花	神戸市東灘区魚崎北町2丁目9番17号 ベスステップ魚崎1階	特定非営利活動法人縁	神戸市東灘区魚崎中町2丁目5番3-1号	令和5年7月29日	生活介護、就労継続支援（B型）

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

神戸市告示第294号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
野本内科	神戸市灘区篠原本町4丁目5番19号	令和5年5月1日
学園都市歯科ロコクリニック	神戸市西区学園西町1丁目13番	令和5年7月1日

神戸市告示第295号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	休止年月日
馬場小児科	神戸市垂水区西舞子2丁目14番23号	令和5年6月30日

神戸市告示第296号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
板倉歯科医院	神戸市垂水区多聞台3丁目7番1号	令和5年6月24日
マリーゴールド薬局	神戸市西区持子3丁目59番地1	令和5年6月30日
野本内科	神戸市灘区篠原本町4丁目5番19号	令和5年4月30日

神戸市告示第297号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
からだ接骨院 名谷院	堤 喬平	神戸市須磨区中落合2丁目3番 3号	令和5年7月1 日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
スマイルマッ サージ院	田邊 幸代	西宮市大屋町30番9号	令和5年7月1 日

3 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
からだ接骨院 名谷院	坂口 敬昌	神戸市須磨区中落合2丁目3番 3号	令和5年7月1 日

神戸市告示第298号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸たか	原 有未	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和5年6月30日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	原 有未	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和5年6月30日

神戸市告示第299号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

旧小西家住宅

2 所在地

北区淡河町木津字室ノ下 20 番地

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年7月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
鳴子1丁目14番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区鳴子1丁目14番190 他

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積 m ²					
神戸市北区有野台 山本 昌彦	三田市すずかけ台 乗池 登代子	北区大沢町簾字滝の平 959-1 北区大沢町簾字滝の平 959-2 北区大沢町簾字滝の平 960	田 1,269 田 4.39 田 1,541	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区鈴蘭台南町 河野 達夫	神戸市北区山田町 谷口 司	北区山田町西下字大道下 31	田 694	本公告日 令和14年12月31日	7,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字西ヶ市 559 西区榎谷町栃木字西ヶ市 560	田 271 田 1,024	本公告日 令和6年3月31日	2,000円/1筆 7,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市西区玉津町 濱田 篤郎	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字平松 569 西区榎谷町栃木字平松 570	田 323 田 535	本公告日 令和6年3月31日	3,000円/1筆 3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市西区押部谷町 頼光 和雄	神戸市西区押部谷町 中垣 正光	西区押部谷町木見字堂ノ下 255 西区押部谷町木見字谷田 465	田 2,405 田 3,126	本公告日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 小池 潤	明石市上ノ丸 小川 勝也	西区平野町黒田字北畑 618-1 西区平野町黒田字北畑 618-2	田 2,470 田 494	本公告日 令和6年3月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日ま でに借賃の全量を甲 の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 二星 保夫	神戸市西区岩岡町 入江 和彦	西区岩岡町岩岡字西場 966-3	田 1,324	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市大久保町 市口 政義	明石市魚住町 萩本 加代子 加古川市別府町 天野 美由紀	西区岩岡町野中字神出道上 1087-1	田 1,152	本公告日 令和7年3月31日	18,216円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区榎谷町 柳瀬 勝己	西区榎谷町福谷字助廣 456 西区榎谷町福谷字助廣 457 西区榎谷町福谷字助廣 462 西区榎谷町福谷字下惣代 506	田 2,147 田 1,443 田 2,780 田 1,000	本公告日 令和8年3月31日	玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆 玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全量を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区池上 三浦 亨 淡路市南鶴崎 西田 栄子	西区榎谷町池谷字糶ヶ谷 596-1	田 3,471	本公告日 令和8年3月31日	玄米90kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全量を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区榎谷町 柳瀬 敬一	西区榎谷町長谷字大坪 237 西区榎谷町長谷字上井 719	田 1,811 田 2,909	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区榎谷町 二星 嘉 神戸市西区榎谷町 二星 明彦 加古川市野口町 春名 栄子	西区榎谷町松本字東山 1185	畑 1,955	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区枝吉 永藤 尚俊 神戸市西区枝吉 永藤 つや子	西区榎谷町松本字柳井田 1320	田 3,405	本公告日 令和10年3月31日	7,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区榎谷町 小池 潤	神戸市西区丸塚 北井 利雄	西区神出町南字中野 504 西区神出町南字大西 546 西区神出町南字大西 556-1 西区神出町南字大西 556-2	田 1,848 田 2,097 田 371 田 1,310	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 高見 知義 神戸市西区神出町 高見 千代子	西区神出町宝勢字大道池尻 2650 西区神出町宝勢字大道池尻 2676 西区神出町宝勢字木屋池尻 2906 西区神出町宝勢字大道池尻 5246	田 1,846 田 1,187 田 1,768 田 1,817	本公告日 令和10年3月31日	20,306円／1筆 13,057円／1筆 19,448円／1筆 19,987円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区神出町宝勢1354 株式会社 近藤農産 代表取締役 近藤 良典	神戸市西区神出町 近藤 英樹 神戸市西区神出町 近藤 美保子 神戸市西区神出町 近藤 守	西区神出町宝勢字大道池尻 2738 西区神出町宝勢字木屋池尻 2986	田 2,134 田 1,984	本公告日 令和10年3月31日	23,474円／1筆 21,824円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区岩岡町 安福 要	神戸市西区岩岡町 入江 和彦	西区岩岡町岩岡字西場 998-8 西区岩岡町岩岡字西場 1004-2	田 301 田 1,076	本公告日 令和10年3月31日	3,000円／1筆 10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 筒井 克彦	神戸市西区押部谷町 頼光 密樹	西区押部谷町木見字堂ノ下 233 西区押部谷町木見字堂ノ下 237	田 1,300 田 984	本公告日 令和15年3月31日	13,000円／1筆 9,840円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

令和5年8月1日 神戸市公報第3819号

(2) 中間管理

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 岡本 政廣	西区平野町印路字岡錠 2379	田 1,428	令和5年7月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区玉津町 稲垣 将幸	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 秋定 喜子 神戸市西区北別府 林田 美耶子 神戸市西区春日台 佐藤 早苗	西区伊川谷町別府字芝垣内 1678-6 西区伊川谷町別府字芝垣内 1679-1 西区伊川谷町別府字芝垣内 1684-1	田 324 田 1,169 田 95	令和5年7月31日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市須磨区横尾3丁目5-10 特定非営利活動法人 オルタナティブビレッジ 代表理事 山口 寛人	神戸市北区淡河町 正神 治孝	北区淡河町南僧尾字正神 2119	田 1,127	本公告日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区竜が岡 竹内 淳一	神戸市西区竜が岡 小泉 吉雄	西区岩岡町古郷字北場 766-1	田 883の内320	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年7月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年7月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーマルハチ伊川谷店

神戸市西区白水1丁目1-4 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルハチ不動産	神戸市中央区大日通1丁目2番18号	代表取締役 栗花 明

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市中央区大日通1丁目2番18号	代表取締役 栗花 正雄

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,895平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北側、東側隔地および北側隔地	61台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北側、建物敷地北側および東側隔地東側	72台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	位 置	面 積
荷さばき施設①	建物東側	60 平方メートル
荷さばき施設②	建物北側	28 平方メートル
荷さばき施設③	建物北側	28 平方メートル
合 計		116 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内南側	20.3 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 9 時 50 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地東面	入口①：1 箇所
建物敷地東面	出口①：1 箇所
東側隔地西面	入口②：1 箇所
東側隔地西面	出口②：1 箇所
東側隔地北面	出口③：1 箇所
北側隔地東面	出入口①：1 箇所
北側隔地西面	出入口②：1 箇所
合計	7 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①：午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設②③：午前 6 時から午前 9 時まで

8 届出年月日

令和 5 年 6 月 30 日

9 縦覧期間

令和5年7月24日から令和5年11月24日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から就任及び退任に係る理事の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 退任する理事

氏 名	住 所
三澤 剛	大阪府大阪市旭区太子橋3丁目14番3号

2 就任する理事

氏 名	住 所
山本 洋輔	埼玉県さいたま市緑区大字三室7239番地

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区北長狭通4丁目3番10、3番18、3番19

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル

関電不動産開発株式会社

代表取締役社長 藤野 研一

許可番号

令和2年12月10日 第7083号

（変更許可 令和5年6月20日 第1506号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町高津橋字土井ノ内596番、597番1の一部、597番10の一部、601番1、602番2、603番2、604番1、603番2地先水路の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県岡山市中区清水369番地2

株式会社ザグザグ

代表取締役 森 信

許可番号

令和5年3月13日 第8109号

神戸市水道告示第13号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年8月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42311	株式会社 弥栄設備	尼崎市長洲中通 2-4-72-202	麓 純也	令和5年7月31日
42312	芯晴設備	西宮市名塩平成台 32-9	米田 大樹	令和5年7月31日
42313	株式会社 神戸総合設備	神戸市兵庫区築地町 3-28	黒崎 秀敏	令和5年7月31日
42314	株式会社 サンメリット プラス	神戸市兵庫区水木通 1丁目1番2号 福田ビル3F北	増山 直樹	令和5年7月31日
42315	久下住設	神戸市兵庫区松本通 7-1-29 1階	久下 徹	令和5年7月31日
42316	有限会社 片山設備	芦屋市宮塚町 12番21号	片山 昌宏	令和5年7月31日
42317	株式会社 水道社	宝塚市口谷東3丁目 83番地の1	金谷 一晴	令和5年7月31日

神戸市交通告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年8月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	中央南営業所管理委託業務	令和5年8月1日から 令和6年3月31日まで